

養育費の 債務名義化の手続き に要した費用を 補助します



↑
詳しくはコチラ
区ホームページ



スポーツと人情が熱いまち

江東区

養育費の未払いは 大きな社会問題になっています

こどもの養育に必要な費用の取り決めについては、口約束ではなく、強制執行認諾約款付きの**公正証書**で取り決めをすることや家庭裁判所への**調停申し立て**等により決めることが大切です。

江東区では、これらの手続きに要した**経費の補助**を行います。

公正証書や調停調書などの作成日から、**1年以内**に申請してください。

対象となる方（①～⑤の全てに該当する方）

- ① 申請日において江東区に居住するひとり親世帯等の方
- ② 養育費の取り決めに係る経費を負担した方（補助対象は、令和4年4月1日(ADRの場合は令和6年4月1日)以降に負担した経費となります）
- ③ 養育費を受け取る方（＝養育費の取り決めに係る債務名義を有している方）
債務名義：公正証書（強制執行認諾条項付き）、判決書、調停調書、審判書、ADR申立書、仲裁合意書等
- ④ 養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方
- ⑤ 同一の事案について、過去に同内容の補助金（他自治体による同趣旨の補助金を含む）を受けていない方

補助金申請の流れ

（１）申請書類の提出

申請書と必要書類を持参し申請して下さい。

（２）交付決定

区が交付の可否について決定し、郵送で通知いたします。

（３）請求書の提出

交付決定通知を受け取りましたら、請求書を提出して下さい。

なお、区が請求書を受け取り後、振り込みまで最大1か月程度要する場合がございます。

- ・対象経費と必要書類は裏面をご覧ください
- ・申請書は区のホームページからもダウンロード可能です

【申請窓口】

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

江東区生活支援部生活応援課家庭相談係
（区役所 5 階 8 番窓口）

（平日 8 時 30 分～ 17 時 00 分）

☎ **03-3647-7505**

FAX **03-3647-7522**

対象費用と必要書類

取り決め方法	補助の対象となる経費（各々、作成日から1年以内のもの）	申請に必要な添付書類
公正証書 ※強制執行認諾条項付きに限る 	・ 公証役場に支払った公正証書作成手数料（上限43,000円）	1. 公正証書 2. 公証人手数料の領収書 3. 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本（※） 4. 世帯全員の住民票の写し（※） 5. 申請者本人の銀行等の口座番号が分かるもの 6. 印鑑（スタンプ印不可）
家庭裁判所の調停、裁判 	調停手続き、裁判に要した以下の費用 ・ 収入印紙代 ・ 戸籍謄本等添付書類取得費用 ・ 連絡用の郵便切手代	1. 上記「3」～「6」 2. 裁判所の調停調書や判決書等 3. 収入印紙代、戸籍謄本等取得代、連絡用の郵便切手代の領収書又はレシート
ADR（裁判外紛争解決手続） 	①ADRの申立料または依頼料に相当する費用、1回目の協議期日に係る費用（上限20,000円） ②ADRが成立した場合の、申立料または依頼料に相当する費用、協議期日、成立手数料に係る費用（上限30,000円） ※弁護士会やADR業者が用意する場所以外に係る賃借費用・交通費・その他実費は対象外 ※事業所が認証紛争解決事業者として認証されていること	1. 事業所パンフレット 2. 申立書や契約書の写し 3. 助成対象経費のわかる書類 4. 領収書 ※その他追加で書類を提出していただく場合があります。



※申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本・住民票の写しの提出について（申請日時点）

	戸籍謄本又は抄本		住民票の写し	
	区内に本籍がある	区内に本籍がない	区内に住民票がある	区内に住民票がない
申請者	不要	必要	不要	区内に住民票がない方は申請不可
扶養している子	不要	必要	不要	必要